

海津市学校施設及び幼稚園の耐震診断結果について

平成25年4月1日

平成20年6月18日に、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体が設置する小中学校等の校舎等について、耐震診断の実施と公表が義務付けられました。

市内の小中学校等施設の耐震診断結果を、下記のとおりお知らせします。

学校施設は、子どもたちが1日の大半を過ごす学習と生活の場であるとともに、地震等の非常災害時には地域住民の避難所として大きな役割を果たすものです。

このため、施設の安全性を確保するには、耐震化を進めることが重要となっていることから、合併前の平成8年から耐震診断を実施し、耐震補強が必要と認められる施設には、耐震化を積極的に進めています。

- ◇ : 新耐震基準の建築物(昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建築物)。
- ◇ 診断の対象となる棟 : 新耐震基準以前に建築された非木造の2階建て以上又は非木造の延べ面積200㎡超の建物
(ただし、200㎡未満の建築物であっても、200㎡以上の建築物と同棟で耐震診断を実施することが望ましいものについて含む。)
- ◇ 面積 : 文部科学省による施設台帳上の面積を表示。
- ◇ Is値 : 建築物の耐震性を表す指標で、各方向、各階ごとに算出した数値(構造耐震指標)
- ◇ 耐震補強工事の要・不要の判定 : Is値が0.7未満は、耐震補強工事が必要。
(文部科学省基準: 公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震対策関係法令の運用細目: S557.23文管助第217号)

◎小中学校及び幼稚園の耐震診断結果(平成24年度末)

	棟数	旧耐震基準	補強工事		補強工事不要	新耐震基準
			必要	補強・改修済み		
小学校	41	20	15	(15)	5	21
中学校	19	9	9	(7)	0	10
幼稚園	2	2	1	(0)	1	1
認定こども園	6	5	3	(3)	2	1
合計	68	36	28	(25)	8	33

【参考】

耐震診断(地震による建築物の被害の可能性の大小(耐震性能)を知ること)について

- ◇ 建築物の耐震性能とは、地震エネルギーを吸収できる能力のことで、建築物の強さと粘りに、建築物の形状と経過状況を考慮して決められます。その性能を数値化したものを、耐震性能指標(Is値)といいます。
- ◇ 建築物の強さとは、地震力に耐えられる能力のことです。
- ◇ 建築物の粘りとは、柳のように地震力を受け流せる能力のことです。
- ◇ 建築物の形状とは、建築物の平面、断面のバランスにより決められます。
- ◇ 建築物の経年形状とは、現地調査により建築物の老朽化の度合いを判定するものです。
(同じ耐震性能の建築物でも、強さは大きい粘りが小さい建築物や、逆に強さは小さい粘りが大きい建築物など、建築物により様々で、総合的な指標としてIs値があります。)

※建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
(H18. 1. 25 国土交通省告示第184号) 別表6より

構造耐震指標	構造耐力上主要の部分の地震に対する安全性
(1) $Is < 0.3$	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(2) $0.3 \leq Is < 0.6$	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(3) $0.6 \leq Is$	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

